

10月2日は 総合防災訓練

とき 10月2日(日) 午前9時から
ところ 東京農工大学小金井キャンパス
その他 詳細は市報9月15日号をご覧ください。

大地震に備えて

〈自助・共助・公助〉

災害時には「自助・共助・公助」の連携が自分や地域の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要な

ことです。

▽ 自助＝自らの身は自分で守ることです。ふだんから災害に関する知識を身につけ、家庭内での話し合いや備蓄など、災害に対する準備をしましょう。

▽ 共助＝自分たちのまちは自分たちで守ることです。消火や救出を真っ先に行えるのは地域の皆さんです。いざというときの連携のため、ふだんから近所と交流しましょう。

▽ 公助＝市をはじめとした行政機関などが行う応急対策のことです。ふだんから、自助・共助・公助を意識して、備蓄や地域の

の交流などを行いましょう。

〈自主防災組織を作ろう〉

自主防災組織は、地域で協力し合い災害からまちを守るため、自主的に結成する組織です。役割分担や運営など、地域の実情に合わせて計画してください。

市では、自主防災組織に対して補助金を交付し、その育成を支援しています。町会や自治会などが中心となって、地域防災の核となるような自主防災組織を作りましょう。

なお、組織はおおむね20世帯以上で構成するものとしませんが、これに満たない町会や自治会などは、合同で一つの

組織を作ることができません。

〈重要な役割を担う消防団〉

災害が発生したときは、市を含めた関係防災機関が連携し、災害救助や被害拡大防止などの防災活動を行います。中でも消防団は、市内在住・在勤・在学者の有志で組織され、本業をもつかたわら、奉仕の精神により市民の生命や財産などを守るため、昼夜を問わず活動しています。訓練などの消防団の活動へのご理解・ご協力をお願いします。

〈消防団員募集〉

市消防団では、団員を募集しています。入団方法等詳しくは

くはお問い合わせください。

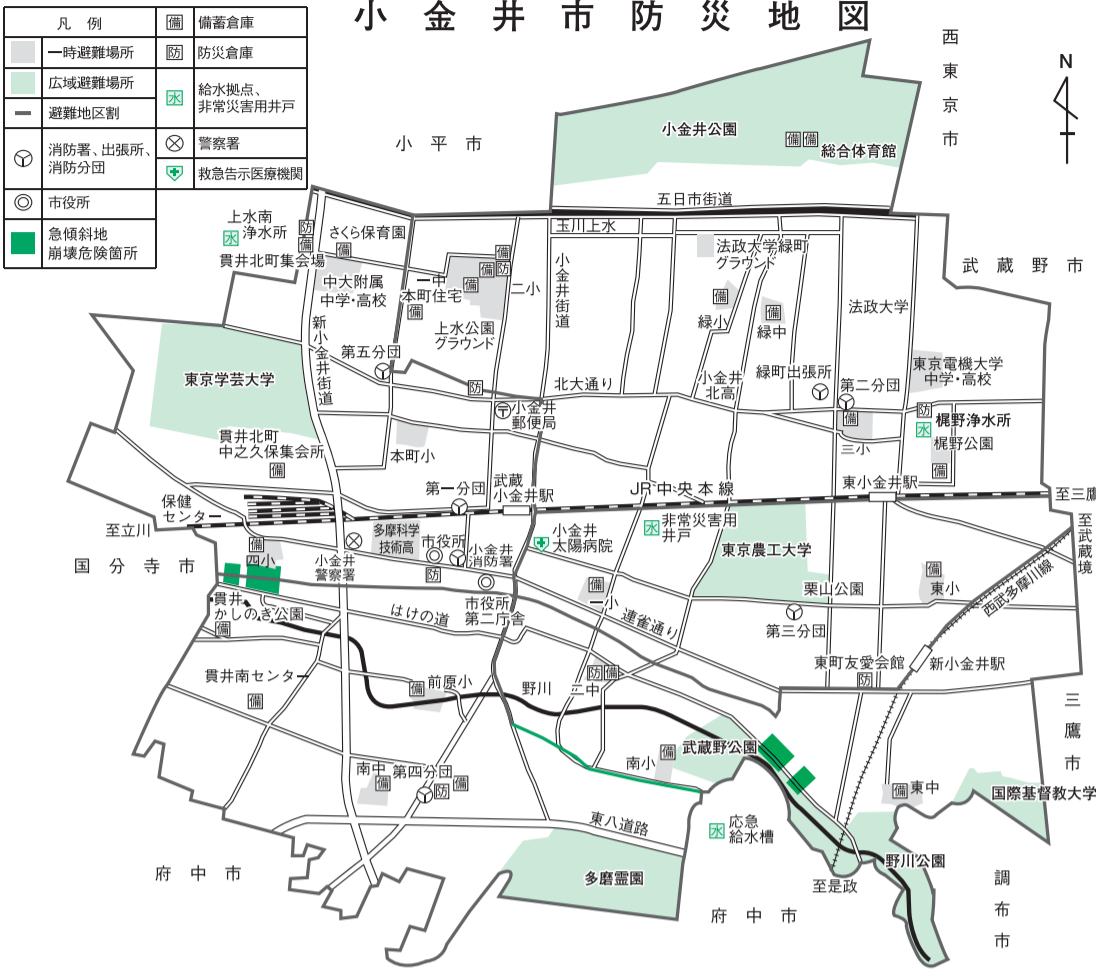
〈消防サイレンにご理解を〉

市内で火災が発生した場合、市民への警報を目的としてサイレンを鳴らしています。また、毎月1日(1月を除く。土曜・日曜・祝日の場合は、翌日以降の最初の平日)の午前8時には、広く火災予防を呼びかけるため、サイレンを鳴らしています。皆さんのご理解をお願いします。

〈共通〉

問合先 地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

小金井市防災地図



避難地区・避難場所一覧

各地区の「避難する対象の町・丁目」の区割りは目安です。災害時は移動しやすい場所へ避難してください。

地区名	避難する対象の町・丁目	一時避難場所	広域避難場所
ひがし地区	東町1・2・5丁目、中町1・4丁目(はけ北側除く)、前原町2丁目	東中学校、第二中学校、南小学校	都立武蔵野公園、都立野川公園、国際基督教大学高校
なか地区	東町3・4丁目、中町2・3丁目(同1・4丁目は北側含む)、本町1丁目	第一小学校、東小学校	東京農工大学、栗山公園
みどり地区	梶野町全域、関野町全域、緑町全域、桜町全域、本町2・3・4丁目	第三小学校、梶野公園、東京電機大学中学・高校、緑小学校、緑中学校、法政大学緑町グラウンド、第二小学校、第一中学校、上水公園運動施設グラウンド	都立小金井公園
きた地区	本町5・6丁目(前原町3丁目は北側含む)、貫井北町全域、貫井南町3丁目	本町小学校、中央大学附属中学・高校、第四小学校、都立多摩科学技術高校	東京学芸大学
みなみ地区	前原町1・3・4・5丁目(同3丁目は北側除く)、貫井南町1・2・4・5丁目	前原小学校、南中学校	多磨霊園

△ 一時避難場所＝ようすを見るため、とりあえず避難する場所です。正確な情報を得て、地域ぐるみで活動を行う拠点です。
△ 広域避難場所＝火災が広範囲に及んだとき、熱や煙、有毒ガスなどから身の安全を確保する延焼危険のない場所です。

安全で安心して住み続けられるまちにするために まち全体を災害に強い構造に

木造住宅耐震診断・改修費用の助成

安全で安心して住み続けられるまちにするためには、まち全体を災害に強い構造にすることが必要です。

その一環として、大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強をすることが重要です。

特に、昭和56年以前に着工した住宅は、耐震性の基準が緩やかな時期に建てられていますので、耐震診断等が必要です。

【耐震診断費用の助成】

市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成します。

ご利用の際は、事前に相談カードの提出が必要です。

対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に着工した市内に存する一戸建ての木造住宅で、自己の所有で現に自らの住居として使用している木造住宅

助成金額 5万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)

【耐震改修費用の助成】

市内にある木造住宅の所有者が耐震診断を行い、診断に基づき耐震改修を行う場合に、改修に要した費用の一部を助成します。

ご利用の際は、事前の申請が必要です。

対象となる建築物 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅

助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(千円未満は切り捨て)

調査機関 (社)東京都建築士事務所協会南部支部の会員および東京都木造住宅耐震診断事務所に登録した耐震診断士を指定しています。

相談日時 原則毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分(1件1時間以内)

相談場所 市役所第二庁舎5階50会議室

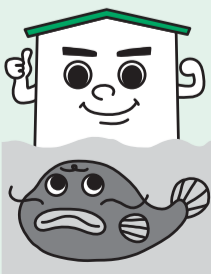
相談内容 構造一般相談▽耐震性相談(主に設計の妥当性の確認)▽図面および計算書の再確認等

対象 市内在住で、市内に木造住宅を所有している方

相談員 (社)東京都建築士事務所協会南部支部会員

申込方法 相談日の1週間前までに、電話または直接、まちづくり推進課住宅係へ。

問合先 まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階) ☎042-387-9806



1) 問合先 まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階) ☎042-387-9806